

入札に際しての注意事項（単価契約・消費税込）

- 1 入札書の提出は、別添「入札書」の様式で紙により行うこととします。
なお、郵送による入札は受け付けません。
- 2 入札書には入札価格、入札者の住所、氏名（法人にあつては、法人の所在地、法人名及び代表者名。以下同じ。）を記入してください。
- 3 入札者（代理人による入札の場合の代理人を含みます。以下同じ。）は、入札書を封筒に封入の上、氏名、住所、件名等を表記し、自ら提出してください。
なお、提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回はできません。
- 4 代理人が入札する場合は、次により取り扱うものとします。
 - (1) 代理人が、入札者本人の住所、氏名が記載され、届出印による押印がある入札書により入札する場合は、委任状は必要としません。
 - (2) 代理人が代理人名義で入札する場合は、入札書の提出前に委任状を提出してください。この場合の入札書には、入札者の住所、氏名欄に入札者本人の住所、氏名を記載のうえ右代理人と表示し、代理人の氏名を記載のうえ押印してください。
- 5 本項目の（1）から（3）は参加資格、（4）から（8）までは落札資格となります。
 - (1) 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する者
 - (4) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
 - (5) 三重県の「三重県物件関係落札資格停止要綱」により落札資格停止を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - (6) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - (7) 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第4条の2の規定による病院又は診療所の開設届けがなされている者であること。ただし、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定による許可が必要な者にあつては、当該許可を受けている者であること。
 - (8) 過去3年間において同規模程度の健康診断業務の契約を締結し、当該契約を履行した実績を有する者であること。
- 6 入札価格の記載について
入札書には、消費税及び地方消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約希望金額を記載してください。なお、消費税及び地方消費税にかかる課税業

者にあつては、入札書の消費税額欄に内税額を記載してください。ただし、消費税率は10%として計上してください。

- 7 契約事務担当課は、必要に応じて資料等の提出を求めることができますものとします。
- 8 落札候補者は次に示す方法により決定します。
 - (1) 本入札においては、入札単価（消費税及び地方消費税を含む）に受診予定者数を乗じた金額の総価により決定します。
 - (2) 当該業務を履行できると公立大学法人三重県立看護大学理事長が認めた入札者のうち、予定価格の範囲内において、最低価格により入札を行った者を落札候補者とします。
 - (3) 予定価格の範囲内で最低価格で入札した者が二人以上ある場合は、ただちにくじで落札候補者を決定します。

なお、くじを引かない者がある場合は、その者に代わり入札事務に関係のない職員がくじを引くものとします。
- 9 落札候補者となるべき者がいない場合は、ただちに再度入札を行います。

ただし、入札執行回数は、原則として3回を限度とし、この限度内で落札候補者がいない場合は入札を打ち切ります。
- 10 次に該当する入札については、その者の入札を無効とします。

また、落札候補者の落札資格の確認ができない場合にあっては、その者の入札書は無効として取り扱います。

 - (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき
 - (2) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し、二以上の入札をしたとき
(例：同じ事業者の本店、支店（営業所等）が同一案件に入札を行った場合)
 - (3) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき
 - (4) 入札に際して談合等の不正があったとき
 - (5) 入札保証金を納付する場合に、その額が公立大学法人三重県立看護大学契約事務取扱規程（以下「契約規程」という。）第10条第1項に規定する額に満たないとき
 - (6) 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき
 - (7) 最低制限価格を定める入札において、最低制限価格に満たない額による入札をしたとき
 - (8) 金額又は重要な文字の訂正、住所、氏名又は押印を欠く入札をしたとき
 - (9) 入札書に錯誤があるとき
 - (10) 重要な文字の誤脱、又は識別しがたい入札をしたとき
 - (11) 再度入札において、入札価格が前回の入札における最低額と同額以上の入札をしたとき
 - (12) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

- 11 入札参加予定者が入札参加を辞退する場合、入札前にあってはその旨本学に連絡してください。入札中にあってはその旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとします。
なお、入札を辞退した者は、引き続き実施される再度の入札に参加できません。
- 12 入札保証金は、入札金額の 100 分の 5 以上の額とします。
ただし、契約規程第 11 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
なお、入札保証金の納付が必要な場合は、入札担当者の指示する日時までに入札保証金を納付しなければなりません。
- 13 入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に違反する行為を行ってはなりません。入札に際して談合等の不正行為があった場合は、上記 10 の(4)により入札を無効とし、契約締結後にあっては契約を解除する場合があります。
- 14 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。
ただし、会社更生（再生）手続中の者のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査にかかる認定を受けている者（更生計画等の認可が決定されるまでの者に限る）が契約の相手方となるときは、契約金額の 100 分の 30 以上とします。
また、契約規程第 33 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。
ただし、契約規程第 33 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- 15 受注者が、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴排要綱」という。）第 3 条又は第 4 条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- 16 受注者は、契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- 17 契約書の作成、提出については、契約規程第 28 条及び第 29 条によります。
- 18 契約担当者が、不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は天災その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期する場合があります。

19 入札者が1者となった場合に入札を中止又は延期する場合があります。

20 その他必要な事項は、契約規程に規定することによります。